

第3回入札制度等検証委員会  
会議録

四 條 畷 市

1 令和3年11月30日 午前10時00分 四條畷市役所本館委員会室において、  
第3回入札制度等検証委員会を開催する。

2 出席者

四條畷市入札制度等検証委員会	委員長	田中	秀明
四條畷市入札制度等検証委員会	副委員長	山形	康郎
四條畷市入札制度等検証委員会	委員	菊池	健太郎

3 事務局出席者

総合政策部長兼 魅力創造室長	西尾	佳岐
総合政策部次長兼 秘書政策課長	木下	順代
秘書政策課課長代理	松木田	智美

4 規則第3条第4項の規定に基づく関係者

調査員	栗本	知子
調査員	和田	健
調査員	若林	直樹
総務課長	浅倉	裕次
総務課情報担当課長	川上	正
都市整備部副参事兼建設課長	足立	聡
総務部主幹	小出	章広
総務課主任	上田	仁志
総務課事務職員	園田	直樹

5 会議録作成者

秘書政策課課長代理	松木田	智美
-----------	-----	----

6 案件

- (1) 前回会議以降に実施した調査結果等の報告について
- (2) 報告書について
- (3) その他

<p>総合政策部次長兼 秘書政策課長</p>	<p>本日は、公私ご多用のところご出席をいただき、ありがとうございます。お時間となりましたので、ただいまから第3回四條畷市入札制度等検証委員会を開催いたします。</p> <p>私は、本日司会を務めさせていただきます事務局の木下でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、定足数の確認についてご報告いたします。</p> <p>本日は、委員3名中3名の委員にご出席をいただいております。過半数を超えておりますので、会議が成立しております。</p> <p>本委員会の会議は、非公開情報を取り扱うなど公開での審議が難しいと思われる場合以外は公開することが決まっております。そのため、傍聴者の方には既にご着席いただいておりますが、田中委員長、本日の会議はこのまま公開してもよろしいでしょうか。</p> <p>公開しても差し支えないと考えますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>公開しても審議に差し支えないと考えますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。</p>
<p>山形副委員長</p>	<p>異議ありません。</p>
<p>菊池委員</p>	<p>私も意義ありません。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>会議は公開いたします。</p>
<p>総合政策部次長兼 秘書政策課長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、四條畷市入札制度等検証委員会規則第3条第1項の規定により、委員長が議長となっておりますので、これ以降の会議の進行につきましては田中委員長にお願いいたします。田中委員長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>分かりました。本日も皆様のご協力の下、審議を円滑に進行してまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>案件に入る前に、四條畷市入札制度等検証委員会規則第3条第4項の規定に基づき、本日の議事に関係ある者として調査員、総務課・建設課の職員の出席を求めます。</p>
<p>総合政策部次長兼 秘書政策課長</p>	<p>承知いたしました。</p> <p>それでは、調査員、総務課・建設課の職員は傍聴席から移動をお願い</p>

総合政策部次長兼 秘書政策課長	いします。  (調査員、契約担当課職員入室)
総合政策部次長兼 秘書政策課長	それでは、調査員、総務課職員、建設課職員の順番で、それぞれ自己紹介をお願いいたします。調査員からお願いします。
栗本調査員	関西法律特許事務所の弁護士の栗本と申します。よろしくお願 いいたします。
和田調査員	同じく弁護士の和田と申します。どうぞよろしくお願 いいたします。
若林調査員	同じく弁護士の若林と申します。どうぞよろしくお願 いいたします。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	総務課職員、お願いします。
総務課長	おはようございます。総務課長の浅倉でございます。よろしくお 願いいたします。
総務課主任	同じく総務課の上田と申します。よろしくお願 いいたします。
総務課事務職員	総務課の園田と申します。よろしくお願 いいたします。
総務課情報担当課 長	同じく総務課情報化担当課長の川上と申します。よろしくお願 いいたします。
総務部主幹	総務課の小出と申します。よろしくお願 いいたします。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	建設課職員、お願いします。
都市整備部副参事 兼建設課長	都市整備部建設課長の足立と申します。よろしくお願 いいたします。

<p>総合政策部次長兼 秘書政策課長</p>	<p>以上でございます。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、案件1の前回会議以降に実施しました調査結果等の報告についてです。 前回の会議以降に実施した調査の結果や、追加で作成した資料について説明をお願いします。</p>
<p>総合政策部次長兼 秘書課長</p>	<p>それでは、事務局から資料のご説明をいたします。 本日ご準備させていただいている資料は、資料1の入札条件一覧表、資料2の工事成績評定書（様式）、資料3の令和3年度四條畷市建設工事請負業者選定要綱第5条別表第2による加算点表、資料4のプロポーザルの実施について、資料5-1の工事案件入札業者向けアンケート案、資料5-2の委託案件入札業者向けアンケート案、資料6の調査概要中間報告書（2）、資料7の調査報告書骨子（案）でございます。 資料1の入札条件一覧表は、田中委員長のご指示により、第1回、第2回で使用した会議資料、入札条件一覧表に、令和元年度及び令和2年度の実績を追記したものです。 資料2の工事成績評定書（様式）は、工事完了後に工事の設計書、仕様書に基づいて工事を行っていたか、監督職員と検査職員が評価する様式です。 資料3の令和3年度四條畷市建設工事請負業者選定要綱第5条別表第2による加算点表は、建設工事請負業者の選定の際の等級格付に用いる加算点表です。 資料4のプロポーザルの実施については、平成30年度から令和2年度に実施したプロポーザルの一覧表です。 申し訳ございません、資料の修正のほうをお願いしたいと存じます。 資料4の上から6行目、平成30年度、四條畷市地域公共交通検討業務とございますが、実際の年度は平成29年度でございます。訂正のほうお願いいたします。 続けさせていただきます。 資料5-1と資料5-2は、実際に本市の入札に参加された業者の皆様が本市の現行の入札制度等に対する意見や感想、改善要望等をお伺いするために実施するアンケートの案で、工事案件と委託案件の2種類がございます。 資料6は、第2回会議までの間に実施した調査の概要と、第2回</p>

総合政策部次長兼 秘書課長	<p>会議以降に実施した追加調査と結果の概要をまとめたものであり、資料7は、案件2の資料で諮問に対する答申の骨子（案）です。</p> <p>なお、資料5－1から資料7の詳細については、調査員からご説明をいたします。</p> <p>事務局からの資料説明については、以上になります。</p>
田中委員長	<p>忙しい中、資料を作成いただきまして、大変ありがとうございます。</p> <p>それでは、まず資料1から資料4について、委員の皆様からご質問、ご意見があれば、お願いいたしたいと思います。</p>
田中委員長	<p>それでは、まず私の方からお尋ねします。</p> <p>資料の3ですけれども、この加算点は選定に当たって具体的にどのように反映されるのでしょうか。</p>
総務課事務職員	<p>これは令和3年度なんですけれども、前年度工事を着手して、竣工して、それで成績評定点数が入りますので、点数によって成績加算点が20点、30点、40点、最大50点まであります。あとは地域加算点、これは市内業者ですので、50点加算されるということになります。</p>
田中委員長	<p>すみません、この点数は、これが選定のために反映されるわけですよ。あるいは、次の入札に参加するときの条件等に使われるわけですよ。</p>
総務課事務職員	<p>経営事項審査の総合評定値P点というのがありまして、その数値に70点が加算されて、これをプラスして入札に参加できるという状況になります。</p>
田中委員長	<p>基本的には、入札に参加するための参加者の評価のために使われる点数ということですね。</p>
総務課事務職員	<p>そうです。</p>
田中委員長	<p>落札に反映されるということではないですね。</p>
総務課事務職員	<p>そうです。</p>

田中委員長	繰り返しの質問になってしまうかもしれませんが、資料4のプロポーザル方式の実施状況に関連してなんですけれども、このプロポーザル方式を決定するかどうかのプロセスは、どういう形になっていましたか。あるいは、対象となる事業の目安というのは、どういう形になっていたでしょうか。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	基本的には事業課のほうでプロポーザル方式をするかどうかを決定しております。例えば、仕様書を事業課で作るほどのノウハウを持っていなかったりするときには選ばれることが多いような印象を受けております。
田中委員長	それに対して総務課としては特に、この仕様が必ずしも十分に事前に役所のほうで設定できない場合ということであれば、基本的に認めるということになるのでしょうか。
総務課主任	基本的には担当課のほうでお任せしているので、総務課が何か関わるということはないというのが現状になります。
田中委員長	続けて、図書館と家庭児童相談所のシステムの更新、構築・保守業務がありますが、システムの保守とか、それは仕様はなかなか市役所のほうで詰めることはできないということなののでしょうか。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	私の印象ですが、プロポーザルが選ばれるのは、システム関係が多いです。例えば、4番目ですが、人事給与システムの構築がありまして、初めて導入するようなものは、特にですが、システムに関して市役所の中でも特に精通した者が少ないというところもありまして、どうしてもシステム構築についてはプロポーザル方式が選ばれることが多いなというふうに感じております。
田中委員長	ありがとうございます。委員の皆さんは特に何か。よろしいですか。
菊池委員	資料1の入札条件一覧表で金額を入れていただいています、ちょっと全体状況の把握といいますか、平成30年度が259件で総額が12億7,000万で、令和1年度、令和2年度は件数は大きく増減していないんですけれども、金額が24億、28億と倍ぐらいになっているんですけれども、これは何か事情があるんでしょうか。ちょっと全体感をつかみたいので。ボリュームが大きくな

菊池委員	っていることについて教えていただければと思うんですけども。
総務課長	基本的には、お示しいただいたとおり件数自体は増えておりませんが、空調工事等の学校関係に係る部分に関して工事があったことから、金額が上がっているということであります。
菊池委員	分かりました。今のご説明で、令和元年度ですと委託、14行目と言っているのかな、公募型指名競争入札が8億ほどあるんですけども、これは空調とはまた別でしょうか、委託のほうであるというの は。
総務課主任	少し資料が十分ではありませんが、いわゆるGIGAスクール構想というのが文部科学省のほうからございまして、全学校の生徒さんにパソコンを配付するときに、ネットワーク関係の構築にかかる業務委託があり、規模が大きくなりますので、このような結果になっています。
菊池委員	GIGAスクール構想のあれは令和2年度ではなくて、令和元年度でよかったんでしたっけ。 すみません、ちょっと細かい内容のところは控えます。何かちょっと環境が変わるような事情があったかどうかというのを知りたかったのと、その中で令和元年度だけで1件だけ3億7,400万で、この低入札価格調査制度の案件が1件だけあって、これは何か特別なといいますか、この制度、あまり活用されている印象はなかったんですけども、1件だけあるのは何かあったのかなと。
総務課主任	低入札価格調査制度を採用した案件というのが、学校の大規模改修工事です。一定金額を超える大きな案件になりますと、低入札価格調査制度になるんですけども、そういう案件が1件出てきたので、こちらが採用されています。
菊池委員	金額基準で自動的にこの制度が適用されたという理解でよろしいですかね。
総務課主任	そういうことです。
菊池委員	分かりました。

田中委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、次、資料5-1から資料6について、調査員からの説明をお願いします。</p>
栗本調査員	<p>調査員の栗本からご説明いたします。</p> <p>まず、資料5-1、5-2についてなんですけれども、資料5-1は工事案件についての業者様向けのアンケートのお願いと、その解答用紙となっております。趣旨としては、業者の方に直接ご意見を聞くという中で、広くご意見を聞くためにアンケート方式を採用するというので、アンケート方式のこの書面を作らせていただいております。</p> <p>対象の業者については、工事案件については工事と、あと建築、下水の中で、問題意識のあつたくじ落札になっているものに入札をした業者、全部で62社になりますが、62社向けに送付する予定で作成しています。</p> <p>中のアンケート内容について、簡単にご説明させていただきます。</p> <p>3ページ目になります。「よりよい調達のための入札制度に関するアンケート回答書」というところの1からですが、1、2、3については、くじ落札になっているというところの問題意識から出た質問になっておりまして、まず1が「複数の入札者で入札額が同額となり、くじ落札となることが多いですが、くじ落札になることについて、どう思いますか」という意見をお伺いするというもので、2については、そのくじ落札の内容が最低制限価格に張りついた形でのくじ落札が多いので、実際にもし事前公表をされていなければ、最低制限価格が分からないので、その場合は異なる金額で入札したことをどう思いますかという質問です。</p> <p>3については、実際に予定価格・最低制限価格について事前公表されているという状態ですが、これについて事後公表したほうがよいと思いますかという質問です。</p> <p>4についてなんですけれども、くじ落札になっている案件でも幾つか辞退者が出ておりまして、特に辞退の理由についてその都度聞くということはされていないということでしたので、その内容についてお伺いしています。</p> <p>次のページをめくっていただいて、5になりますが、5は内訳書の提出というところなんですけれども、入札に関して内訳書の提出を求めることがありますけれども、その内訳書の作成内容について、実際の「市から提供されている設計書等から実際の価格に即した正確な内訳書を作成できていると思いますか」という質問です。</p>

<p>栗本調査員</p>	<p>これも見積りをする、積算をする上で必要になってくる事項ですので、質問に加えております。</p> <p>6、7についてですが、工事案件についてはどうしても契約後もしくは落札後に設計変更や契約変更がなされるということが多いため、それについての質問となっております。「設計変更や契約変更が生じないよう、市の公告時点での見通し（設計書の内容）に改善すべき点があると思いますか」という質問です。</p> <p>7については、実際に契約変更、設計変更がなされたときに何か不都合がないのかというところを納期、金額、その他変更内容についてご意見を伺うという内容になっています。</p> <p>8についてなんですが、8は工事を実際に行った業者については、市の方から原課と総務課のほうから評価をされているということをお伺いしましたので、それについて適切に評価されていると思いますかという質問です。</p> <p>次のページの9ですけれども、9からは実際の入札方法について業者の意見をお伺いしています。「市の要綱に基づき、設計金額によって入札方法が選定されますが、入札方法の選定、指名業者の選定は適切であると思いますか」という質問です。</p> <p>10については、実際の入札手続時の市のご担当者の対応についてのご意見ということでお伺いしています。</p> <p>11は、広く何か意見があれば書いてくださいという形にしておりまして、12については、実際のこのアンケート内容の書面では伝えられないことがあるというところの方に関して、追加で言いたいことがあるのか、こちらからもしかしたらお伺いしたいというときに、答えてもらえるのかということを書いていただく内容となっております。</p> <p>工事については以上です。</p> <p>次に、資料5-2の委託案件についてですけれども、委託案件については、対象の業者は83社となっております。主にシステムの構築・保守の業者ですね。あと清掃とか、樹木管理の委託とか、その辺の多岐にわたる業種の方をピックアップして対象にしております。</p> <p>実際のアンケート内容ですけれども、3ページ目で、これも回答書の1からですが、1番については、システムの構築とシステムの保守とか、あと建築に関して、例えば実施設計と工事監理というのが、それぞれ発注として分けて発注されている事実があるということでしたので、これらの発注単位について適切であると思いますかという質問です。</p>
--------------	--

<p>栗本調査員</p>	<p>2についてですが、市の入札における発注単価、金額について適切であると思いますかという内容です。</p> <p>3は発注スケジュールについてですが、なかなか委託案件の場合に入札してくれるところがないということもお伺いしましたので、その理由、発注スケジュールに問題はないのかというところでご意見をお伺いするという内容になっております。</p> <p>次のページの4からですが、次は実際の契約後の工期に問題がないかという質問です。</p> <p>5以降は工事の案件とも重なるところですが、契約方法の振り分けについて適切だと思いますかという質問で、6が辞退理由についてお伺いするという内容で、7は市の担当者のご対応についてのご意見をお伺いする内容で、8は広く入札についての意見を伺う内容、9についても工事と同様の質問にしております。</p> <p>アンケートの回答書についてのご説明は以上です。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>ありがとうございます。それでは今のアンケート案について、委員の皆様からご意見、ご質問等ありますでしょうか。</p> <p>それでは私のほうから。内容が非常によく整理されているので、修正等のコメントはないのですが、市役所の方には是非お願いしたいのですが、事業者のお考えをできるだけ今後の契約、調達に反映させたい、改善するための、事業者にとってより入札に参加しやすい、そういう方向に向けて改善するためのご意見をいただきたいと、事業者には是非お伝えいただきたいと思っています。年末でお忙しいとは思いますが、是非事業者の皆様にご回答いただけるように、プッシュしていただければというふうに思います。よろしいですかね。</p>
<p>山形副委員長</p>	<p>一応、これは案ということでお出しさせていただいていますので、委員会でご承認いただいたことを踏まえて発送等の手続に入るというふうに伺っております。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>他の委員の皆様も特段異論ございませんか。はい、ありがとうございます。それでは、こちらの原案通りとして委員会として承認いたしますので、発送をお願いしたいと思います。発送の開始をお願いいたします。それでは、資料6の中間報告書の(2)について、説明をお願いいたします。</p>
<p>若林調査員</p>	<p>資料6の中間報告書の(2)について、調査員の若林からご説明い</p>

<p>若林調査員</p>	<p>たします。</p> <p>まず1番、従前の調査概要と本中間報告に至るまでの追加調査になります。</p> <p>(1)番、これは前回の報告のとおり、前回中間報告までに契約担当の総務課職員に対するヒアリングの実施、簿冊資料の調査、原課担当者に対するヒアリングの実施を行っております。</p> <p>次の(2)番です。その前回中間報告を踏まえまして、以下のとおり追加調査の必要性が見いだされました。</p> <p>①番、当市における入札等に係る各種委員会・審査会の役割と活動状況。</p> <p>②番、業務委託における初期システムの導入とその後の運用業務を併せて一括入札を行った案件の詳細の調査。</p> <p>③番、前回中間報告を踏まえた原課に対する追加調査。</p> <p>④番、近年増加傾向にある不調案件の詳細。</p> <p>⑤番、事業者に対する入札制度等についての意見募集の実施。</p> <p>⑥番、平成30年度から令和2年度のプロポーザル方式による事業者選定の実施実績。</p> <p>これらの点について追加調査が必要とされておりました。</p> <p>続きまして、(3)番、本中間報告に至るまでの調査内容になります。まず、本中間報告に至るまでに原課に対する追加ヒアリング、契約事務を担当する総務課職員に対する追加ヒアリングを実施し、主に、上記(2)、①番から③番の点について追加調査を行いました。</p> <p>残る④番、⑤番については、調査の実施に向けて準備を進めております。最終報告までには追加調査を実施の上、報告を行わせていただきます。</p> <p>⑥番については、実施実績をまとめた資料を受領しております。</p> <p>それでは、(1)番から(3)番について、主にこれまでの調査結果の概要を報告させていただきます。</p> <p>まず、(1)番から(5)番、これが主に総務課担当職員、また原課担当職員に対するヒアリングによって得られた結果の報告になります。順に説明させていただきます。</p> <p>(1)番、各種委員会・審査会について。当市においては、業者選定事務に関して多数の委員会・審査会が設置されております。ただ、その根拠規定となる要綱等の規定のみでは、その運用状況、役割、役割分担が明確でないことから、改善提案の前提として現状把握のためのヒアリングを実施しております。</p> <p>少し長くなりますので、以下、概要だけお伝えさせていただきます。</p>
--------------	--

若林調査員

建設工事等入札制度検討委員会、こちらは建設工事に係る入札制度の改正の決定を行っております。年度末に1度、年1回開催されるほか、年度途中に開催されることが多く、年数回は実際に委員会が実施されております。ただし、審議内容は関係法令の改正や大阪府からの通達等に基づく事務的なもの、協議によって変更困難なものが大半であり、事前に総務課において関係課と調整の上で改正案を確定しており、実質的な議論が行われているというよりは、必要な改正内容を含む原案を承認する場となっております。

続きまして、建設工事等請負業者選定委員会についてです。こちらは根拠規定上は幅広い役割を持つように定められておりますが、現状は参加資格の審査のみ行っております。入札事案の都度開催される立てつけではありますが、委員会は実際の会議の開催ではなく、持ち回りの書面決議による形として開催されております。参加資格の有無については、内規及び過去の運用に基づいて決定されており、審査を個別に実質的に行っているものとまではなっていないようです。

続きまして、建設工事等請負業者資格審査委員会になります。こちらは入札参加資格者名簿への業者の登録についての審査、決定を行っております。名簿は2年に1度改定され、その都度開催される立てつけではありますが、実際に議論する形までは取っておらず、書面決議により登録を承認しております。

続きまして、一般競争入札参加資格審査委員会です。こちらは条件付一般競争入札への参加資格の審査、決定を行っております。こちらは建設工事等請負業者選定委員会と同様の構成及び運用によるものとされており、実情についても同様になります。

続きまして、公募型指名競争入札参加資格審査会になります。こちらは設計業務等公募型指名競争入札への参加資格の審査、決定を行っております。こちらにも建設工事等請負業者選定委員会と同様の構成、運用、運用の実情についても同様になります。

続きまして、庁舎清掃業務等公募型指名競争入札参加資格審査会です。こちらは庁舎清掃業務等の公募型指名競争入札への参加資格の審査決定を行っており、こちらにも建設工事等請負業者選定委員会と同様の構成、運用、運用の実情についても同様とのことです。

続きまして、物品購入公募型指名競争入札参加資格審査会になります。こちらは物品購入業務の公募型指名競争入札への参加資格の審査決定を行っております。構成、運用については建設工事等請負業者選定委員会と同様とのことですが、こちらは他の同種の委員会・審査会と異なり、議論ないし検討を踏まえて原案からの修正が加え

<p>若林調査員</p>	<p>られる場合もあり、昨年度においても本委員会の意見により、事案に応じて公募対象業者のエリアを広げる、あるいは実績要件を緩和するなどの対応が取られたとの実績があるとのことです。</p> <p>続きまして、公正入札調査委員会です。こちらは過去の不正事案をきっかけに、その対応について審査、決定するために設置された委員会になります。委員会自体は廃止されたわけではないようですが、近年は開催されておらず、特に機能はしていないようです。</p> <p>最後に、低入札価格調査委員会になります。こちらは低入札価格調査制度による入札案件について、最低制限価格を下回る低入札価格での入札の可否を審査、決定しております。委員会の公正については、公正入札調査委員会と同様とされておりますが、こちらは直近年度においても開催されております。もっとも対象となる案件自体が年間一、二件程度であり、その上程される原案については、総務課が担当課や業者のヒアリングにより策定された原案がそのまま承認されるという形になっているとのことです。</p> <p>以上が、各種委員会・審査会についての報告となります。</p> <p>続きまして、指名業者の選定方法について、調査結果をご報告させていただきます。</p> <p>まず、原則として指名業者の選定については、原課が候補業者を選定しているとのことです。そして原課が選定した候補業者が5社に満たない場合や連絡がつかない場合などには、総務課で不足する業者をそのまま補充することもあります。</p> <p>原課で選定される候補業者は、工事案件であれば工事現場に近い業者、これまで受注していない業者から選定することが多くあるとのことです。委託案件などは、事前見積りに協力していた業者が多いとのことです。</p> <p>続きまして、施工後に実施する市の業者に対する評価についてです。こちらは原課及び総務課が細かい考査項目にチェックをつけることで評点をつけているというものになります。考査項目は、原課は完成の状況、施工体制、施工管理、工程管理についての評価を行い、総務課は完成の状況についてのみ評価を行い、工事成績評定書、こちらは本委員会の資料2になりますが、こちらを作成しているとのことです。</p> <p>判定基準はAからEまであり、Eが一番低く50点未満、それ以上は10点刻みでAが一番よい判定となります。点数は公開されておらず、当該業者にも伝えられていないとのことです。AからEの判定のみが公開されており、検査職員が評価後、当該工業者に改善点を伝えているという運用になっております。</p>
--------------	---

若林調査員

業者選定要綱においては、設計金額によって参加資格が定められておりますが、参加資格はAからCの格付によって定められております。この格付は経営事項審査の客観的事項の総合評定値に、今回の工事成績評定書の評点から算定される加算点及び地域加算点によって定められております。加算点は工事成績評定書の評価そのものではなく、評点が70点以上から5点刻みで、加算点10点から50点までが設定されているとのことです。

引き続きまして、辞退者に対する辞退理由のヒアリングについてです。今回、辞退者が多いということも一つ問題となっておりますが、通常契約事務の担当者から辞退者に対して辞退理由を確認することはないとのことです。辞退書に辞退理由が書かれていることもあります。なお、市の様式として準備されている辞退届は会社名、案件名の記載があるほかは、辞退理由を記載する欄はありません。「都合により辞退します」との定型文の記載があるのみです。

なお、不調案件等で再度の発注を行う場合は、不調理由と調査のため、原課から辞退の理由を確認することはあるとのことです。ただし、例外的な扱いであり、通常は原課から辞退理由を確認することもないとのことです。

続きまして、長期継続契約の活用についての調査報告になります。前回の中間報告で報告のとおり、令和2年度に初期システムの導入とその後の運用業務を併せて入札を行うことで、システム導入後の運用業務、運用費用の妥当性を確保しようとした案件が存在いたします。ただし、係る事例においても選定業者4社のうち、落札者以外は事前辞退となっております。事前辞退の理由については、契約事務の担当課、原課ともに確認はしていないとのことです。

今回のシステム案件においては、既に存在するシステム及び他市の事例を参考にして必要な機能の絞り込みを行い、仕様を確定したとのことです。なお、原課において本システム導入以前に同様のシステムを導入していた実績はないとのことです。

下見積りについては、落札業者のみから徴求しており、他の業者に対しても仕様適合性等については問合せを行っておりますが、回答は得られていないとのことです。

その他、入札準備に当たって落札業者以外の業者との実質的なやり取りはほとんど行われていないとのことです。

こちらの案件においては、新規のシステム開発は基本的に想定しておらず、本システム案件は既に存在するシステムないしこれを利用したシステムを導入することを想定した案件とのことです。

<p>若林調査員</p>	<p>今回の案件において辞退した事業者のうち、幾つかの事業者は当該仕様を満たすことが困難ないしコスト的に見合わないため、辞退した可能性があるとのことです。</p> <p>また、今回の案件については、契約担当課において長期的なコスト削減の観点から初期システムの導入と、その後の運用業務を併せて入札してはどうかと原課に対して助言があり、原課がこのような助言を受けて、本入札方法とした案件であるとのことです。</p> <p>続きまして、不調案件について。こちら資料を受領しておりますが、現在まだ検討調査中ですので、必要に応じて追加調査を実施の上、報告を行わせていただきます。</p> <p>(7) 番、入札制度等の意見募集について。こちらは先ほど資料5-1、5-2として報告させていただいた内容になります。</p> <p>(8) 番、プロポーザル方式について。こちらは資料を受領しており、本委員会資料4の資料を受領しております。こちらにつきましても、必要に応じて追加調査を実施の上、報告を行わせていただく予定としております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>詳細な調査、ご苦労さまでした。</p> <p>それでは、委員の皆様、ただいまのご説明に対して質問、ご意見はございますでしょうか。</p>
<p>山形副委員長</p>	<p>委員会・審査会というのは、初めに資料を頂戴したときにも、ずらっとあったりしたので、たくさん委員会があつて、いろんな検討がされているようにも思ったんですけども、大体幾つか資格審査みたいなものが増えていて、ある程度こういったのは整理統合とか、そういうのは可能な部分もあるのかなというふうには見ていて感じました。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>そもそもこの委員会は、もちろん要綱に基づいてそれを設置するという形になっていますが、そもそも各自治体にこういう委員会をつくりなさいよという、何かそういう法的な根拠はあるのでしょうか。</p>
<p>総務課主任</p>	<p>法的な根拠はないというふうに理解しています。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>例えば周辺の自治体も委員会を作っているのですか。</p>

総務課主任	<p>基本的には、同じような入札関係の審査会というのは各自治体が持って、運用しているというふうに聞いています。</p>
田中委員長	<p>基本的には、この委員会のメンバーは、市役所の職員ですよね。外部の人が入っているものもあるのでしょうか。</p>
総務課主任	<p>私の知る限り、市役所以外の方が委員として入っているということは聞いたことがないです。</p>
田中委員長	<p>意味がある、必要があれば、もちろん委員会で議論すればよいと思いますが、役所は基本的にそれぞれの意思決定については決裁をしていますよね、当然ですけれども。決裁では間に合わないのでしょうか。もちろん、委員会によってそれぞれ性質が違うので、全部まとめてそういう委員会が必要か否かという議論ではなくて、一つ一つ考えるべきだと思うんですが、まずは総論という意味で、なぜこの委員会で審議しなければならないのか教えてください。決定に当たっては、それぞれ関係部局なり、総務課なり、みんな決裁を取るわけですよね。場合によっては市長まで決裁を取ると思いますが、なぜこの委員会が必要なのでしょう。なぜ必要なのかについてご説明いただけますか。</p>
総務課主任	<p>まず、決裁では足りないという意味では、案件ごとの実質的な議論というのが、一堂に会しての議論というのが必要というのもありますし、やや秘密性も確保しないといけないという観点もあると思うので、事前に入札の条件が漏れてしまったりということは防がないといけないということもありますので、一定公正性を担保するために委員が集まるような機会が設けられているというふうには理解しております。</p>
田中委員長	<p>委員会が必ずしも十分に審議してないことを問題にしたいというよりは、必要のないのであれば廃止して、余計な仕事をしないほうがよいのではと思っています。例えば、この一番最初のアですけれども、制度を見直すとか、改善するとか、そういうことを目的としている委員会なんですか。</p>
総務課主任	<p>入札制度検討委員会については、そういった入札に関わる制度の新設であったり、変更だったりとすることを議論する、そういう会になっております。</p>

田中委員長	この調査結果によると、大阪府からの通達で、基本的にはそのとおりやりなさいよという指示が来て、それを踏まえて直しますということについて確認を取っているということなんですか。
総務課主任	結果的にそういった案件が多いということもあるんですけども、それ以外に、例えば入札する中で本市と他の市との制度が一定違うというようなところもあったりしますので、そういう点を修正する、改善するという意味で、この委員会を開いた上で制度を変えさせてもらっているということも実績としてはございます。
田中委員長	しかし、何か制度改正するといったら、関係課で集まって議論し調整して、この建設とか入札に関わらず、いろんな制度について何か改善しようとしたら、関係者が集まって議論して、こういう方向で直しましょうということ通常仕事を進めているのではないのでしょうか。
総務課主任	もちろん、総務課以外の関係部署もありますので、そちらと調整した上でこういった委員会のほうには案を提示させていただいているということになっていまして、ただ担当課レベルで調整しただけでは十分ではないというふうには思っております。
山形副委員長	ちょっと追加でいいですか。
田中委員長	どうぞ。
山形副委員長	この委員会の中に外部の方が入って構成されている委員会とか審査会というのは、それはあるんですか。
総務課主任	ありません。
山形副委員長	ないんですね。
総務課主任	はい。
山形副委員長	例えば事実としてお聞きしたいんですけども、このアの入札制度検討委員会の中で、今回我々が議論しているような、例えばくじ引で落札している数が増えている傾向があるねとか、それを最終的にそのまま是認するのかどうするのかは別にしても、そういうこと

山形副委員長	が議題に上がって議論したこととか、そういうのはありますか。
総務課主任	令和2年8月頃に一度入札制度検討委員会に案を提示したものがあります。その中の一つに例えばくじ引の落札が多いので、これをどういうふうに改善するかということで案が出てきたというようなことは実際はありますけれども、そこでは最終結論には達しなかったというような結果になりました。
山形副委員長	<p>なるほど。そういう意味では、いろいろ問題意識をここに上げるケースもあるということですね。</p> <p>一方で、このイとウは工事等請負業者選定委員会と資格審査委員会があって、調査員の報告では、選定委員会のほうで参加資格の審査を行っているということなんですが、ここはイとウは何か切り分けられる部分というのはあるんですか。ウでやるのかなと思って見ていたんですけども。</p>
総務課主任	<p>資料の中のイの選定委員会というものは、いわゆる市のほうで一般的に入札参加資格というものがあるかどうかの審査をしているんですけども、そちらに関わる委員会になっていまして、ウのほうは実際の案件が出てきたときに案件ごとの入札の参加資格と申しましようか、そういうものを審査する委員会になっています。</p> <p>少し資料の中のウの審査委員会の件で言葉を付け加えさせていただきたいんですけども、この審査委員会の役割が、いわゆる入札の参加資格というものを決定するということと、実際に業者さんが申込みに来られて、書類を提出いただくんですけども、その書類に基づいて資格に合致しているかということをチェックするという、2段階の権能を持っております。実際の案件の入札に参加する条件というのを決める件については、特に書面の持ち回りでやっているわけではなくて、実際に集まって会議を行い、それで決定しているということがありまして、ただ、実際の業者が提出した書類の審査というものまで集まってやっているわけではなくて、そちらについてはいわゆる持ち回りで見させていただいて、確認いただいているというような状況があります。</p>
山形副委員長	<p>分かりました。</p> <p>あと、ちょっと調査員の方をお願いしたいのは、今の構成メンバーを追加していただいて、どの課からどんな人が委員会・審査会を構成しているのか。一つの発想は委員長がご指摘されたように、そ</p>

山形副委員長	<p>の構成によっては決裁でやっていいんじゃないかという気もするんですけども、そういったところの中でお伺いできたらと思います。</p> <p>それから、あともう一点は、この公正入札調査委員会は、これは近年開催されておらずということなんですけれども、直近であった不祥事などの問題というのは、ここでやるわけではないのでしょうか、そこをちょっとお伺いしたいんです。別で対応したんですしたっけ。ちょっとそこは記憶が曖昧なので、あれだったんですけども。</p>
総務課主任	<p>公正入札調査委員会につきましては、いわゆる談合事件をこちらのほうで認めるような、あるいは疑いがあるようなことがあれば開催するということなんですけれども、今回のいわゆる給食センターの案件につきましては、特にそういったことはありませんでしたので、開催されていないということになっています。</p>
田中委員長	<p>すみません、皆さんの仕事をできるだけ軽減する観点から、ちょっとこれは例えばという話ですが、もし、来年度からこの委員会を全て廃止したら、どういう不都合が出てくるんですか。</p>
総務課主任	<p>今、思いつくことで言えば、具体の案件が出たときに入札の条件というのがそれぞれあるんですけども、それを一体どこで意思決定するんだということが分からなくなってしまうんじゃないかというようなことがまずあるかなと思います。</p>
田中委員長	<p>入札の条件というのは、契約の方法をどれに決めるかという意味ですか。</p>
総務課主任	<p>そうではなく、例えば大きなことで言えば、地域要件というのをございまして、市内業者なのか、あるいは市外業者が参入できる案件になるのかとか、あとは当然工事でしたら、許可が一般の許可というのと特定の許可というのがあるんですけども、一般の許可業者も入れるのか、あるいは特定の許可を持っている業者じゃないと入れないのかとか、そういう様々、あと実績を必要とするか、しないのか。あとは、先ほどありました点数、総合評点というものを何点にするのかとか、そういったところの条件を決めていく必要ありますので、そちらを誰がどうやって決めるのかというようなことが分からなくなってしまうという問題が出てくるのかなというふうには思います。</p>



山形副委員長	<p>懸念というか、心配しているのは、原案を出すときにも決裁していて、委員会で皆さんが持ち回りで決裁して、さらに実行するときにもまた決裁していたら、何か数が、結局メンバーが同じだったら、そこはもうちょっと逆に実効性のあるメンバーに代えたほうがいいのか、もしくはそのさばき具合、そこに効率的にできるものがあれば、そこを効率して、ほかのところに時間を割くようにしたらよいのではないかなという発想で多分質問していると思います。</p>
総務課長	<p>当然、決裁ということ自体にも時間が要すると。それで、必要のないものに関してということも当然あるかなというところがありますので、少しやり方等を工夫しながら、時間を割けられる部分に関して使っていったほうが、調達に関してはよりよいことに進むのではないかなということだと思いますので、今後検討していきたいと考えております。</p>
田中委員長	<p>これは委員会だけの話ではなくて、資料でそれぞれの契約ごとにプロセスを整理していただきましたけれども、そのプロセスを一つ一つ見て本当に必要なのかを検討する必要があります。より効率化するためにです。調達には事務手続に非常にコストがかかっているわけです。皆さんが1時間働いたら、かなりの労働コストになります。本当にそれは必要な仕事なのかです。プロセスを見直して、簡略化して、むしろそのエネルギーをより競争性を高めるために活用したほうがよりよい調達になる可能性があります。それぞれ本当に意味があるプロセスなのか。もちろん、過去はこうやってきたという経緯はあるとしても、せつかくの機会なので、本当に必要のか見直すべきです。あるいは、必要だとしても、もっとやり方があるのではないかと、立ち止まって考えてはどうでしょうか。まさにこれは皆さんのために、あるいはほかの原課の職員も含めて事務を簡略化する、あるいは効率化するために、ぜひご検討いただきたいと思います。</p> <p>ほかの事項はどうですか。</p>
菊池委員	<p>よろしいですか。</p>
田中委員長	<p>どうぞ。</p>
菊池委員	<p>今までの話の中で、私もちょっと聞きたかったことは大分出てきたんですけれども、ちょっと観点を変えまして、まずこの報告書は</p>

<p>総務課主任</p>	<p>カが2つあるのかな。1つ目の3ページのカで、庁舎清掃業務等公募指名、何かこれだけ特殊というか、個別の業務に特化した委員会になっているんですけども、なぜこれだけ審査会が立ち上げられているんですか。</p> <p>こちらについて、過去の経緯にはなりますので、一定推測も入りますが、庁舎の清掃等をずっと随意契約でしていた経緯があって、それを入札に切り替えるというときに、こういった審査会を立ち上げたということがありまして、それが今まで特に整理されることなく残っているんですけども、実際のところ、ほかの公募型指名競争入札と同じカテゴリーになるので、一定の整理というのはどこかで必要になるのかもしれないなと思っております。</p>
<p>菊池委員</p>	<p>分かりました。その下のカで、物品購入公募型指名競争入札参加資格審査会、この中間報告書の審査会の資料を拝見していると、そのほかの審査会では実効的な話し合いみたいなものはなかなか行われてないので、先ほどご説明の中で、アのほうでは問題意識を持った話し合いが行われたことも、去年ですか、令和元年度等ありましたよという話だったんですけども、全体的にはなかなか形式的に行われているなという中で、この調査報告書上、このカの物品購入関係の審査会では、本審査会の意見によって対応、具体的な話し合いがなされたということなんですが、これはほかの審査会に比べてどういう違いがあってこういうことになったんですか。もしくは、今後実効的な審査会をやろうとするときのヒントになったりするのかなと思ったので聞いてみたいんですけども。</p>
<p>総務課主任</p>	<p>なぜほかの審査会と違う結果になったかということまでは、原因が何かというようなことは特に明確ではないんですけども、ただ、結果的にこういった議論がされたということがありましたので、報告したというところなんです。委員長が今は不在ですけども、委員長として副市長がいらして、一定競争性を高めるために、入札参加資格の門戸を広げたほうが良いというような発想をされている方だったので、そういった意見が出てきて、私どもの上げた案から門戸を広げるというような結果が出たというようなことがあったので、そういうことを調査員の方に申し上げたということになります。</p>
<p>菊池委員</p>	<p>ということは、審査会の要不要の話も効率性の観点から大事だと思うんですけども、審査会がもともと持っている機能を見直して、</p>

菊池委員	<p>その中で実効的な議論をする会として新たに立ち上げるというか、既存の会を生かした形でやるということも、先ほど、今はいらっしゃらないかもしれない、副市長のような、そういう発想を持った方が議論を促進するような話で実効性を高めていくということもあり得るということ、そういう理解をしましたが、よろしいですか。</p> <p>あと一点だけよろしいですか。</p>
田中委員長	<p>どうぞ。</p>
菊池委員	<p>あと、キの公正入札調査委員会は、談合に限定された委員会、先ほどのご説明では談合事案に限定をされた、そういった事例があったときだけ開かれる委員会ということでよろしいですか。</p>
総務課主任	<p>その理解で私どももおります。</p>
菊池委員	<p>分かりました。すみません、それはちょっと確認だけでした。</p>
田中委員長	<p>すみません、ちょっと先ほど申し上げたことに関連なのですが、それぞれの委員会について、もし廃止したら何が不都合かということを中心にまとめていただけますか。逆に言うと、どうしてもこれはここで審議しなければならないという理由をそれぞれ後日まとめて、教えていただけますか。</p> <p>それから、(3)番の業者の評価結果なのですが、これを公開、もしくは当該事業者に伝えると、何か不都合があるんですか。あるいは、もし事業者から情報公開請求があったときに、これは拒否できるものなのではないかと思うんですが、どうでしょうか。</p>
総務課主任	<p>(3)についてなんですけれども、一定加算点表で公開しているんですけれども、それに加えてもっと個別の工事成績評定書ですか、それを公開できるかどうかという、そういう問いかと思えますけれども、この当該業者のほうで、点数の基礎となったもっと詳細な点数を知りたいというようなことがございましたら、個別では対応してお伝えしているような状況はあります。</p>
田中委員長	<p>そうすると、先ほどすみません、私の勘違いで、先ほどの資料3のこの一覧表は公開されているということなのですか。</p>
総務課主任	<p>ホームページでしたり、情報公開コーナーにおきまして、公開さ</p>

総務課主任	れております。
田中委員長	<p>なるほど。分かりました。事業者から指摘があれば、答えるということなのですね。</p> <p>それから、(4) 番の辞退者の理由について確認されてないということは、これは皆さん、単純に忙しいから、聞いてないということなのですか。それとも特段の理由があるのですか。</p>
総務課主任	<p>入札辞退については、入札日まで業者さんのほうで自由にすることが可能になっていますので、逆に理由を尋ねられるということが、辞退することを抑制する効果があるんじゃないかということもありますし、あと事務上必要ないことをしてもよろしくないということもあるので、特には聞いていません。</p>
田中委員長	<p>話したくないといった事業者に対して、強制的に教えてくださいとはできないと思いますが、次の入札に生かすために意見を聞いたらよいと思うのです。答えていただければ、もちろんそれ以上強要することはできないので、そこまでして理由を確認するべきだと言うつもりはないんですが、まずは聞いてみて、今後の参考にさせてほしいと言って、そんなに不都合があるように思えないのです。もちろん、手間がかかるとは思いますが、次の入札に向けて改善するための情報を得られるのではないかと思います。どうでしょうか。</p>
総務課主任	<p>不調案件につきましては担当課のほうから聞いていただいているので、それ以外、不調案件以外のほうで入札の辞退理由を聞いたほうがいいのかどうかというのは、ちょっと分かりかねるところもあるので、任意で何か入札書のほうに、辞退理由を書いてもらうような、書きやすいようなフォーマットを作るということは可能だと思うので、それについては検討したいなとは思っています。</p>
田中委員長	<p>辞退に当たって、何か書類を出してもらうわけですか。</p>
総務課主任	<p>はい。辞退したかどうかの意思を確認するため、辞退届を提出いただいております。</p>
田中委員長	<p>そこに欄を書いて、可能な範囲で書いてくださいとできないでしょうか。一々また電話をかけて聞くより、それは面倒なので、何か欄</p>

田中委員長	<p>を設けて書いてもらえばと思います。書く書かないかはもちろん事業者の自由ですが、書けるようにすればよいのではと思います。</p> <p>それから（５）は個別案件の話になってしまいますが、調査員の方にお伺いしたいんですが、これは新しいシステムの導入だけれども、事実上、一者応札になっているということなのですか。あるいは、そういうものが多いということなのでそうか。一旦、制度設計は請け負ったけれども、運用についての別の入札という話ですか。</p>
和田調査員	<p>これにつきましては、一括で制度設計といいますか、当初の導入とその後の運用について、一つの発注をかけておきまして、それについて結局、１社しか入札がなかったという格好になっております。</p>
山形副委員長	<p>今の話と、５ページの下から２個目のポツとの関係をちょっと知りたかったんです。「本システム案件は、既に存在するシステムないしこれを流用したシステムを導入するものである」と。新規だったら、この表現は……。</p>
和田調査員	<p>すみません、失礼いたしました。</p> <p>その点につきましては、ここで記載しております「既に存在するシステム」というのは、本市において既に存在しているということではなくて、他都市等において、既に使用されているものを、基本的には一部修正等を加えた上で導入をするという前提で発注がかけられていたものというふうに理解しております。</p>
山形副委員長	<p>じゃ、本当に新規なんですね。四條畷市においては新規に。</p>
和田調査員	<p>そうです。</p>
山形副委員長	<p>元にあったものにつなぐということではなくて。</p>
和田調査員	<p>同種のシステムについては、本市においては存在しなかったというふうに伺っております。</p>
田中委員長	<p>理由を当時に聞いてないので、今の状況では分からないと思いますが、初期だったら、みんな頑張って取ろうと思って、競争しようと思うのではないのでしょうか。ただ、特定の技術が必要だとか、あるいはコストが見合わなかったのでしょうか。今の段階では、推測でしかないんですが、そう思います。</p>

山形副委員長	<p>総務課の方はそこは何か補足いただけるところはあるんですか。情報システムですかね。</p>
和田調査員	<p>すみません、こちらについては議会事務局が原課として発注をした案件になっておりますので、そちらのほうにヒアリングをした内容になっております。失礼いたしました。</p>
田中委員長	<p>そもそもどういう案件ですか、より具体的に言うと。</p>
和田調査員	<p>議会記録の議事録等のシステム、それが記録して、閲覧できるような形にするようなシステム等の導入・保守という案件でして、先ほど田中委員長のほうからご指摘があった点につきましては、担当者から聞いたところの伝聞的なことにはなるんですが、推測としましては、基本的には新規の案件ではあるんですけども、こちらの希望のみに基づいて業者に発注をかけて、できもしないことを言って、どこも手を挙げてくれないということになっては、これは調達ができないということで、既存のシステムを出している他都市に納入している業者に声をかけて、こういうことはできるかということをや取りする中で、仕様を作っていたと。その中で具体的にやり取りができた業者というのが基本的には1社しかないという中で、そこに合わせて見積書のやり取りであるとか、仕様の組立てを行っていく中で、結果的にはそこがそのまま入札をして、落札をしたという経緯というふうには伺っております。</p>
田中委員長	<p>どうぞ。</p>
菊池委員	<p>公募型のプロポーザル方式のような形ではないということですか。こちらで仕様を固めてしまっただけの発注ということでしょうか。ということですね、恐らく。</p>
和田調査員	<p>そうですね。プロポーザルではなくて。</p>
菊池委員	<p>何か惜しいなと思ったので、発想自体は。コストの観点とかは。</p>
栗本調査員	<p>プロポーザルするほどではないと。</p>
菊池委員	<p>そういう金額単位ではないということですか。</p>

栗本調査員	<p>プロポーザルするほどの仕様をいろいろ市側で作り込みたかったわけではなくて、既存のほかがやっているようなシステムから、むしろ市として要らないものを落としたいようなイメージで考えておられたので、何か新規に、皆さん、開発してくださいとあって、そこでコストが上がるよりは、既存のものを使って、コストをできるだけ下げるといふほうに重点を置きたかったといふふうにおっしゃってました。</p>
菊池委員	<p>なるほど。業者からしたら、競争してまで取りにいくような、そういうボリュームじゃなかったかもしれないですね、そしたら。</p>
栗本調査員	<p>ちょっと営業に来られたようなところはあったと聞いたんですけども。</p>
菊池委員	<p>ちなみに、これは幾らぐらいの案件でしたですかね、すみません。</p>
栗本調査員	<p>170万円ですね。</p>
菊池委員	<p>170万ですか。それはちょっと難しいですね。分かりました。</p>
田中委員長	<p>基本的に経験がある事業者が落札したということなのですね、ほかの市で。だから、そのぐらいの金額で、どこまで手間をかけるかはあると思いますが、もし本当に競争性を高めようとするれば、ほかの自治体でシステムを開発した事業者を数社見つけて、参加してもらうということですね。しかし、その金額だから、そこまでやるかということはあると思いますね。これが1,000万とか数千万だったら、事業者を探して参加を慫慂して、入札をかけるというのは合理的だと思いますが、その金額だと、こういう形でもよいかと思います。</p>
和田調査員	<p>一応付言いたしますと、今、委員長からご指摘があったような、ほかの事業者を探してということも、担当課としてはやってはいたようです。ただ実情として大阪府下の自治体の大半が、今回落札した業者を入れていて、それ以外の業者を入れていたところは数自治体しかない。そちらの数自治体に入れているところにも声をかけたんですが、結局はなかなかやり取りができなかったということのようです。</p>
田中委員長	<p>それは多分、事業者の問題でもありますね。ありがとうございます</p>

田中委員長	す。ほかに、この資料に関連してはありますか。
菊池委員	<p>もしかしたら、ちょっと私、方向性の違うことを言ってしまうかもしれないんですけども、先ほどのほう、資料1の説明を受けたときに、学校関係で予算が多くなったと。確かに、GIGAスクール構想とか、空調関係とか、いろいろ最近、トピックになっている話があると思うんですけども、委託のソフトウェア関係のイニシャルプランニングをセットにしてとかいう発注もあると思うんですけども、そういう大きな、建設関係の発注単位の検討をすることで、逆に市として、大きくしてしまうと、一定、口数はかかるかもしれないんですけども、細かく発注するよりは、もしかしたら、市の方の担当は結果的に減ったり、あとボリューム効果が出ると安くなったりとか、そういったことは検討されたりしたことはないんでしょうか。</p>
総務課主任	<p>一定どれぐらいの規模の案件が適切かということは、事業担当課のほうでは検討していると思うんですけども、ただ大きくすれば、スケールメリットが働くから、大きなほうが良いという事情もありつつ、一定大き過ぎると、業者さんの対応が難しいというようなこともあったり、様々な要素があるので、あと補助金の関係もあって、そういうことも踏まえながら、事業課のほうで基本的には検討していただいているというような状況にはあります。</p>
菊池委員	<p>その発注単位の検討は、あくまでも原課なんですよね。</p>
総務課主任	<p>基本的には原課になります。ただ、総務課としては、できるだけ大きいほうがスケールメリットが働くんじゃないかという意識はあるので、この案件は合併で、AとBという案件が来たときに、A・B合併して発注することはできないですかとか、そういうことは投げかけしたりはしているところです。</p>
菊池委員	<p>それこそ、そういうことに関する委員会なり審査会なり、検討する全庁的な組織が、逆にそういうのがないと、物事は動かないような気がするんですけども、それをやってくださいと言っているわけではないんですけども、そういう観点の工夫もいいんじゃないかなとふと思ったので、申し上げました。</p>
田中委員長	<p>ほかにはよろしいですか。</p>

<p>田中委員長</p>	<p>それでは、次の案件、報告書について議論したいと思います。 資料7、調査報告書骨子（案）について、調査員の方、ご説明いただけますでしょうか。</p>
<p>和田調査員</p>	<p>調査員の和田のほうから簡単にご報告させていただきます。 この資料7の調査報告書骨子（案）についてですが、これにつきましては現時点までの調査、中間報告書等にまとめております内容がベースになっておりますけれども、それを踏まえて、委員会からの指示に基づいて取りまとめた内容となっております。</p> <p>現状においては、この調査報告書の最終的に提出する内容として、検討・記載を進めているものの全てについて、この資料内容に記載しているというものではございません。今回の委員会の中での議論のベースとするという趣旨で、項目及び一部の内容について記載をしているものでございます。ですので、この項目等についても委員会での議論を踏まえて、今後、内容としては修正される可能性があるものというふうに認識しております。</p> <p>各内容につきましては、基本的にはこれまで中間報告書等での報告であるとか、市のほうからご提供いただいている資料を踏まえたものになりますので、概括的に項目、構成等についてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず第1、「はじめに」というところですが、当委員会につきましては設置に至る経緯、この給食センター等の問題をきっかけとしまして、ただその個別案件のみについてということではなく、事業者選定制度全体について適正化を図るという趣旨で設置したものであるということを中心に記載しております。</p> <p>第2につきましては、当委員会の構成及び調査の前提、調査方法について記載しております。これにつきましては基本的に、これまで中間報告書等において記載しているとおりです。</p> <p>4ページ目の第3ですけれども、経緯と仕組みということで、入札制度全般と当市における入札制度の在り方について、簡単に記載しております。</p> <p>1としまして、入札や調達に関するこれまでの経緯。</p> <p>(1) 過去の問題事案ということで、平成11年に発注した公共工事に関する問題、それから平成14年に関する問題というところについて、過去の制度改正のきっかけになったことでもございますので、個別に記載しております。</p> <p>それも踏まえましての上での入札制度の主な改正経緯について、(2)に表としてまとめております。</p>

<p>和田調査員</p>	<p>続きます、6ページの(3)ですが、当委員会設置のきっかけとなった平成30年の事案、給食センターの関係について記載をしております。これも概要としては、既に委員会の中で資料として提出をしております。</p> <p>7ページの2番ですけれども、組織・体制として、契約事務に関する組織・体制全般についての概括的な記載をしております。</p> <p>(1)として、契約事務に係る部署・組織について、総括しているのは総務課であるということ。総務課担当職員は、主担当として契約事務を扱っているのは2名のみであるということ。全般について関与しているのは総務課のみですが、個別の発注業務及び選定方式に応じて、原課であるとか、各種の委員会・審査会が関与しているということを述べております。</p> <p>(2)として、調達を行う原局、原課との関係について述べております。</p> <p>(3)として、各種委員会・審査会について記載しております。これについては、先ほど中間報告書の中でご説明させていただいたとおりです。</p> <p>続きます、8ページ、3番の公共調達の方法というところですが、(1)としては、地方公共団体における公共調達一般論について、概括的に述べております。</p> <p>9ページの(2)では、当市における公共調達方法として、当市における事業者選定の制度、各種の仕組み、こういった形でそれが振り分けをされているのかということの説明をさせていただいております。これについても、中間報告書においてこれまで報告してきた内容及び各種資料において出てきている内容になっておりますので、内容の詳細な説明については省略させていただきます。</p> <p>こういった説明、事実関係に関する前提の説明の部分が19ページまで続いておりました、資料7の20ページになりますが、20ページ以下で、これら事実関係に基づいて、現状の分析及び今後の課題と改革の方向について記載をするということを第4及び第5において行うという構成になっております。</p> <p>これにつきましては、現状、委員会の中で検討を進め、作成等進めている部分もございますが、今後の議論の中で確定した上で、最終的なものを記載するというふうに理解しておりますので、現時点では作成中という形で記載をさせていただいております。</p> <p>全体の構成としては、以上です。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、この報告書について、2つに分</p>

田中委員長	<p>けて議論をしたいと思います。</p> <p>まずは、19ページまでの基本的な事実関係の整理の部分です。ここについて、ご質問あるいはご意見がありましたら。</p>
山形副委員長	<p>ここは恐らく資料作成の関係からは、まだ市側の方に見てもらってない箇所なんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。</p>
和田調査員	<p>そうです。19ページまでの部分に関しましては、基本的にはいただいた資料、ヒアリングの内容をベースにはしておりますけれども、まとめたものを改めて最終確認はまだいただけていない内容になっていきますので、またちょっとこちらについては、市のほうでも各担当の方にご確認をいただいた上で、確定させていければというふうに思っております。</p>
山形副委員長	<p>前段のところは、恐らく委員会の評価とか、そういうものの独立性とか、そういうのとは関係なく、制度の説明でもあると思うので、ある程度見ていただいて、確認を取ってもいいのかなというふうには考えております。</p>
田中委員長	<p>そのとおり、事実の確認ということでしたいただければと思います。それから、ヒアリングの結果はどのように織り込みますか。それは4のところにも適宜入れるというイメージですか。</p>
山形副委員長	<p>恐らく、この前段の中にも何箇所か入ってくる部分はあるかとは思いますが、恐らくそれは今日の共有資料の中からは、多分省いているのではないかなというふうに思います。</p>
田中委員長	<p>あるいは、今の4をアンケート調査について整理する章にして、現状の分析を第5章にするというのも案かもしれないですね。この辺は事実の確認なので、我々より市役所の方にチェックしていただいたほうが多分いいと思います。</p> <p>それで、今の4のところなのですが、もちろんこれは引き続き調査、あるいはアンケート結果を踏まえて、整理していくということだと思いますが、今の時点において、委員の皆様にお伺いしたいんですが、主に検討あるいは指摘すべき点です。</p> <p>時間も限られていますし、我々、人的リソースも限られているので、市役所の全ての調達契約について網羅的に調べて提言するというのは、なかなか難しいと思うので、いろいろヒアリングとか調査</p>

田中委員長	をした結果、やはり重点を絞って、提言に結びつけるような形のほうがよいと思いますが、そのときにどういう論点、検討すべき論点があるか。多分、1つは予定価格を公表して、くじになっていることです。これはこれまでも議論してきましたので、大きな論点の一つだと思いますが、ほかにはいかがですか。調査員の方でも、ぜひいろいろご意見をいただければと思います。
菊池委員	よろしいですか。
田中委員長	お願いします。
菊池委員	<p>もしかしたら、前回も少し申し上げたかもしれないんですけども、今回、議論している方向性はどっちかという、先ほどのくじの話もありますけれども、もう少し競争性のある入札制度に何とかならないだろうかという方向性が一つあると思っていて、その具体的な論点の一つがくじの話であったり、今の審査会や委員会が実質的に機能しているんでしょうかとか、そういったところとになってくると思うんですけども、一つはそれに対する競争性を意識した何とか改善のような話の例ですよ、多分。こういったことが考えられるんじゃないでしょうかというのを課題を踏まえて提言をする方向性が一つあるのかなと思いますのと、それとセットで、やはり今までちょっとこういうふうに硬直化してきた元の理由というのは、やはり不正を何とか、とにかく不正をゼロにしたいところから、事前公表性を徹底したり、そういったところがあったと思います。そこからちょっと自由度の高いというか、競争性のほうに行くと、どうしてもリスクというのは上がってしまう中、それとセットでどういった、例えば私なんかは、もう少し外部の委員を入れた入札監視的な、牽制効果も含めて、そういったことを考えてはどうかとか、個人的には思っているんですけども、そういう不正防止の内部統制みたいなことをセットで議論をして、この報告書にはそういった形で入ってくるのかなというふうには考えていますけれども。</p>
田中委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>キーワードと言えば、競争性、それから内部統制という、主に2つの点ですね、今おっしゃられた点で言えば。</p> <p>あと、私は、先ほどから申し上げておりますけれども、やはりプロセスを見直して、より効率化する余地がないかと思います。加えて</p>

田中委員長	人材の投入です。体制面で事務を効率化するとともに、拡充する必要がないかと思います。そういう体制面を考える必要があると思います。
山形副委員長	<p>私も、方向性は同じ意見ですね。あと、やはりメリハリというんですか、全部に対していろんな提言を全部やっていかないといけないというのではなくて、ある程度効率化できるところも効率化して、ある程度皆さんの関心が高くなるような、それは事業者さん側もそうだし、市民の目から見てもそうだしというような、そのあたりのところをちょっと、そこにはいろんな透明性を高めていけるような制度設計、そんなのがあるといいのかなと。</p> <p>例えば、さっきのやり取りの中でも感じたんですけども、辞退者に対してのヒアリングとかというようなお話もありましたけれども、これは必ずしもそれをやる制度を入れろという意味で言っているのではなくて、これはよその役所でも結構やっていると思うんですね。今回、新規案件で何とかこれで調達したいと思って、原課、それから契約担当課がいろいろ知恵を絞って仕様を作って出したんですけども、思いのほか、誰もやってくれなかったとか、1社しかいなかったとかというようなときに、別にルールとして定められているのではなくて、次どうしたらいいんだろうというので、普通にやり取りをして聞いていらっしゃる部分があるんですね。任意の意見ということで、言ってくれる範囲でということなんだけれども、そういうような発想をルールにしないと聞かないとかというと、ちょっと悲しいところがあるんだけれども、皆さんがそういう問題意識を持っているような環境というのをつくって、より次回の調達をするときに、そこを改善して、もうちょっとこういうふうにやってみようとか、そういうようなやり取りを、僕も別の契約監視委員会なんかで担当の方が今回試みて、説明会には5社来ていただいたんですけども、結果、また1社でしたとか、じゃ、次、その5社に入れてもらうにはどうしたらいいんだろうとかというようなところを、PDCAみたいな感じでやっていたらいい。それは全件でやるともうキリがないので、やはりある程度の規模があって、役所にとっても重要な調達というときには、皆さん、工夫している様子とかが出てくると、より改善に向かっているんだろうなというふうにも思いますし、そんなことができるような提言というんですか、そういうのはしていけたらなあというふうには、今、感じています。</p>
田中委員長	ありがとうございます。

田中委員長	<p>全く同感です。評価をちゃんとやり、次に結びつけていく、そういう取組みが必要だと思います。もちろん、調達には金額の低いものがたくさんあるので、それを全部評価するというのは、なかなか大変だと思います。しかし、金額の大きいものだとか、不調になった案件とか、そういう案件についてレビューをして、次に改善していく。基本的に、これは釈迦に説法ですけれども、PDCAが回るような仕組みをつくっていけば、あるいはそれが動けば、自律的に仕事できて、より改善に向かっていくと思うので、その評価という点が非常に大きいと思います。</p> <p>それから、最初の人に申し上げたけれども、今の契約の手法の金額とか、いろいろ種類があるわけですが、本当にこれが妥当なのかという点をやはり考える必要があります。競争性を高める面もあるのかもしれないし、これだけ細かいと、事務のほうも大変ですよ。もっとカテゴリーを減らして、簡略化するとか、本当に合理性があるのかというのは、もしそれがあれば、またご説明いただきたい。無理に変える必要もないのですけれども、本当に合理性があるかという点について少し検討してはどうでしょうか。すぐに直すとかということにならないかもしれませんが、本当にこの契約方法が合理的なのかというのは、ご検討いただきたいと思います。</p>
菊池委員	すみません、よろしいですか。
田中委員長	お願いします。
菊池委員	<p>これは決して採用してくださいというわけではないんですけれども、給食業務の不正事例で、一つのポイントになっていたのが、多分、長いこと担当者がやっていらっしゃるところが声をかけやすくなって、なれ合いの関係をつくってしまって、不正に対する意識の低下を招いた一つの原因だと思っていまして、今回、何らかの提言をするときに、今までよりも少し競争性のことを意識した制度が入ってくると、必ずどこかで防止機能を入れないといけないわけですが、一つは人事の在り方というのも無視できないのかなと思っていまして、どこまで具体的に提言として入れられるか分かりませんが、ちょっとその点は意識をしておきたいなと、今、ふと思いました。</p>
田中委員長	組織、人事面は重要なテーマなので、どう書くかはともかくとし

<p>田中委員長</p>	<p>て、それなりに検討した上で報告書に盛り込めればと思います。あるいは、競争性とか事務、両方面に関係しますけれども、これは中長期的な課題だと思いますが、周辺の自治体と一緒にあって、共同して調達するというのが非常に重要な課題だと思いますよ。やはり調達をより効率的に、より効果的に行うためには一定の規模が必要なもので、そういう方向に向けた検討というのが、これはすぐにできる話ではないとしても、今後、検討すべきテーマかなと思います。</p> <p>ほかにはありますか。</p> <p>むしろ、この委員会として提言したい内容、今大体議論がありましたけれども、それを整理した上でそれに合うような現状分析をここで整理する、多分そういうことになると思います。言いたいことをはっきりした上で整理したほうが無駄がないと思います。どういう方向で提言するかという項目を整理した上で、現状分析のところは、それに合うように整理したほうがよいと思います。どういうふうにまとめるかはともかくとして、イシューとしては大体出たという感じですかね。</p> <p>調査員の方、何かありますか。今まで調べてきて、特に気になった点、今議論したような点以外に何かありますか。</p>
<p>和田調査員</p>	<p>今、委員の先生方から議論いただいた点で、特段こちらとしても、調査をしている中での実感として、異存等はございません。やはり調査をする中で、直接担当者の方のお話を伺うと、それぞれもちろん、努力をしておられはするんですけども、なかなかリソースとして足りないという部分が共通して見受けられるように思いますので、そのあたりの手当ても含めて、現実的にできるような後押しになるような提言ができればいいのかなというふうには感じているところです。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>そうですね。どうぞ。</p>
<p>菊池委員</p>	<p>これ、市の皆様にお問い合わせといたしますか、まだもうちょっと調査ですとか、ヒアリングとか、協議が続くと思うんですけども、この委員会の場じゃなくていいので、ヒアリング等の中で、ご自分たちの中にある、もしかしたら、こういうふうになったらいいのになという提案みたいなのがあれば、例えば調査員の方々に、匿名でいいと思いますので、こそっと伝えていただくとか、改善につながるような提案、皆さんの中に多分、リソースの問題であったり、理想はあるけれども、現実としてこういう問題があるんだよと。だから、この点</p>

菊池委員	<p>だけでも変えていきたいんだよみたいな話が恐らくあると思いますので、むしろ今いろいろ、どういったことを変えていきますかという話はもちろんここに出てきて、方向性はそんな大きく間違っていないと思うんですけども、具体化していけばいくほど、皆さんの胸の内にある案というのがやっぱり現実的なのかなと。</p> <p>やっぱり報告書を出すからには、現実的に変わっていくきっかけになっていくものであってほしいと思いますので、そういうのをちょっと言っていたら、別に私のところに直接こそつと電話していただいても、もちろん構わないわけですから、そういう形でヒアリングとこの報告書をうまく使っていただきたいなと思っています。お願いします。</p>
田中委員長	<p>その点は私も以前に申し上げましたけれども、ぜひ市役所のほう、皆さんからも忌憚のないご意見をいただきたい。</p> <p>どういう形で伺うかはともかくとして、我々はもう数か月でお役御免の身ですけれども、皆さんは今後とも引き続き調達契約を進めていかなければならないわけで、それに向けて改善すべき点、どんなに小さなことでもよいと思います。ぜひお考えいただいて、あるいはなかなか多分、直接市長さんにお伝えするという、そのような機会もないと思うので、我々を通して、この報告書を通じて、最後責任を負うのは市長なので、市長がちゃんと対応してくれるように、我々としては精いっぱいお願いしたいと思います。ぜひ皆さん、これまで調達契約に関わって、気づきの点をぜひ教えていただければと思います。</p> <p>ほかにはよろしいですか。</p> <p>(意見なし)</p>
田中委員長	<p>ほぼ時間にもなってきました。</p> <p>もしないようでしたら、本日の審議はここまでといたします。事務局から、ほかには連絡はありますでしょうか。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次回会議の開催についてなのですが、来年1月下旬を目途に日程調整をさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。</p>
田中委員長	<p>それでは、これをもちまして、第3回四條畷市入札制度等検証委</p>

田中委員長

員会を終了させていただきます。

本日はご参加いただきまして、大変ありがとうございました。